

2 目的外使用許可部分の経費区分

南区民文化センターには、広島市が建物使用について団体等へ目的外使用許可している部分がある。これに係る共益費は広島市が団体等へ直接請求し、収入とするが、南区民文化センターの指定管理者は、これを一旦立替払いした後に、目的外使用許可分を計算し、広島市へ報告することとする。広島市はこの報告を受け、当該団体へ請求し、広島市に納入させるものとする。

なお、この立替分の経費は、南区民文化センターの指定管理者への管理経費の上限額に含んでいる。

[平成31年度の目的外使用許可の状況]

内容	階	使用面積	共 益 費				
			電 気 料	ガ ス 料	上 下 水 道 料	清 掃	警 備
自動販売機（飲料水）	1・2・3階	5.55 m ²	○		○		
公衆電話	2階	0.28 m ²	○				
携帯電話基地局	屋上		○				
金融機関C Dコーナー	1階		○				

経費の算出方法（目的外使用許可部分の実費請求の計算方法）

広島産業文化センターの共有部分については、管理規約に従って算出

南区民文化センターの専用部分については、副メーター、面積按分など、広島市が定める方法により算出